

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和3年7月9日（金） 14時から 15時30分まで
開 催 場 所	Web会議（枚方市役所別館4階 第2委員会室）
出 席 者	会 長：相模 太朗 副会長：服部 純子 委 員：熊谷 樹一郎、長濱 知和、西田 一芳
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)枚方市自動車駐車場指定候補者選定について ①枚方市自動車駐車場の概要及び管理運営状況について ②枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準について (4)その他
提出された資料等の 名 称	資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 枚方市自動車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項（案） 資料5 枚方市自動車駐車場管理運営業務基本仕様書（案） 資料6 枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準（案） 資料7 枚方市自動車駐車場条例 資料8 枚方市自動車駐車場施行規則 資料9 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）/ 枚方市情報公開条例（抜粋） 資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する 条例 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則 資料12 地方自治法（抜粋・第244条の2）
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会の会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定した。 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公表する。 ・委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公表する。ただし、資料2は第1回の本委員会終了後に公表する。 ・募集要項（案）、基本仕様書（案）、選定基準（案）について原案どおり確定した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	土木部 交通対策課

審 議 内 容
<p>(開会 14時)</p> <p>(事務局)</p> <p>ただ今から、第1回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会を開会します。 本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきます。 本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。皆様のお手元にも、紙ファイルの中、資料1として、その写しをお配りしております。 本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全4回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。</p> <p>それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、お手元の紙ファイル、資料1から資料12、参考資料1から参考資料4となっております。</p> <p>資料は以上ですが、よろしいでしょうか。</p> <p><u>案件（1）会長、副会長の選任について</u></p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、案件をご審議いただきたいと思っております。</p> <p>まず、「案件（1）会長、副会長の選任について」ですが、本委員会には、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（手続条例）の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。</p> <p>事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模委員に、副会長を税理士の服部委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。ご異議がなければ、承認の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(承認の挙手あり)</p> <p>それでは、会長に相模委員、副会長に服部委員を選任いただくことをご承認いただきました。それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。</p> <p>(会長)</p> <p>ただいま、本委員会の会長に選任いただきました相模でございます。</p> <p>本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。</p>

会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。
以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

(副会長)

ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。

相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしく
お願いいたします。

(事務局)

それでは、以降は会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

案件（２）委員会の運営について

(会長)

「案件（２）委員会の運営について」を議題とします。本件について、事務局の説明を
お願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

今後、委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公表・
非公表、次に、会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと考えて
おります。資料９「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めた
ものです。第３条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとして
おります。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する
場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第２項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議にお
いてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、委員会でご議論いただく内容については、この第
３条の（２）、枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報が含まれるものとして
考えております。

具体的には、次のページをご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載して
ありますが、委員会では、この第５条第６号に該当する情報を審議するものとして
考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、１ページ目にお戻りください。

次に、会議録の作成について、ですが、規程の第６条第４項にありますように、
審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされて
おります。これは、委員の皆様が発言内容について、全文筆記または全文筆記に
近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名に
つきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、Ａ委員、Ｂ委員、Ｃ委員
と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご
確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただ
いてはどうかと考えております。

最後に、委員会の提出資料について、ですが、ただいまご説明しました
会議録と同様に、市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含まれる
ものとして、答申をいただいた後に、公表する取り扱いとしていただ
いてはどうかと考えております。

資料２をご覧ください。資料のうち、この委員名簿については、本市では、
情報公開を進めている状況から、公表をしています。事務局としましては、
資料２に記載されている内容の委員名とご職業を公表したいと考えて
おります。

なお、公表した場合、申請者が委員に接触する問題が生じる可能性が
ありますが、接触した場合は、失格とする要件を募集要項（案）に設定
しています。

説明は以上です。

(会長)

ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいですか。特にないようですね。それでは、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公表とすることとします。ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表することにご異議ありませんか。ご異議なければ挙手をお願いします。

(承認の挙手あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、本件については、ただいま申し上げたとおりと決定いたします。

傍聴の方はおられますか。

(事務局)

本日は、おりません。

(会長)

分かりました。

それでは、委員会を進めてまいりたいと思いますが、まず、委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

お手元の参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をご覧ください。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、4回の開催を予定しております。

本日は、第1回目として、この後、③施設の概要及び管理運営状況について、④募集要項、基本仕様書(案)について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、⑤選定基準(案)は、募集要項や、基本仕様書に基づき、作成するもので、委員の皆様からご意見をいただいた上で、確定いただければと考えております。

また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定し、7月14日から本市ホームページで配布を行います。説明会、質疑応答などを経まして、8月4日から、応募書類の受付を行う予定としております。

次に、第2回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等をご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について、ご審議いただきたいと考えております。

第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回の委員会で採点結果をご報告いたしまして、委員の皆様との合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るためのひとつの形態として、現在、19施設57箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料、中ほどの表の

とおりでございます。後ほどご参照ください。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、市長に答申していただくものでございます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

裏面をご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市自動車駐車場」の選定内容について、記載しております。

資料の上段の表、左端の列に、選定方法などの区分を、中央の列に、自動車駐車場の施設における選定内容を、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。本市では公募による選定を原則としておりますが、公募を行わないことについて条例で定める理由がある場合に、例外的に、特定による選定を行っているものでございます。昨年度は、この特定で選定いただいたものです。

また、指定管理期間につきましては、5年間としております。本市では指定管理期間を原則5年間としており、今回の選定もこの取り扱いとなります。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、6年前及び昨年度に、本施設の指定管理者を選定した際と同様となります。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

(意見なし)

よろしいでしょうか。特にないようですので、それでは、次の案件に移ります。

案件（3）枚方市自動車駐車場指定候補者選定について

(会長)

「案件（3）①枚方市自動車駐車場の概要及び管理運営状況について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。

資料3 枚方市自動車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について、をご覧ください。

1. 施設の概要の(1)名称及び所在地等についてですが、まず名称については、枚方市営の自動車駐車場は1箇所となり、こちらに記載しております、岡東町自動車駐車場でございます。所在地、開設年月日、施設概要①から⑤につきましては、記載のとおりですが、この施設は、地下1階、地上4階、屋上の立体自走式6層となっております。収容台数は、普通自動車241台、うち障害者用4台、多目的用4台。自動二輪は64台、うち屋外が15台となっております。

次に、(2)管理運営体制についてですが、①の管理運営体制は、責任者、副責任者、スタッフの構成となっており、7時から9時までが2名、9時から18時までが責任者を含めて3名、18時から24時までが2名の体制となっております。

②の開場時間につきましては、7時から24時までとなっており、入庫は7時から23時30分まで、出庫は7時から24時までとなっております。また、休場日については、年中無休で営業しております。

次に③の「行政財産目的外使用許可の状況」につきましては、指定管理者への許可はありませんが、近隣自治会などの掲示板や案内看板及び自動販売機となっております。

2 ページをご覧ください。(3) 使用料の額等については、自動車につきましては、30 分ごとに 100 円、最大料金は 1,400 円で、自動二輪車については、1 日 1 回 300 円です。また、自動車、自動二輪車の定期利用の設定もしており、詳細については記載のとおりです。

次に、2. 管理運営状況ですが、(1) の①と②については、普通自動車と自動二輪車の一時利用、定期利用、プリペイドカード販売の利用台数及び売上額を記載しております。

3 ページをご覧ください。③総売上金額については、昨年度の新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響などにより、新型コロナウイルス感染拡大前までの平均は約 1 億円程度でしたが、令和 2 年度には昨年度より約 2 千万円減収の 7 千 9 百万円となっております。

(2) 収支状況についてですが、①収入は、本市が指定管理者へ支払っている指定管理料で、②支出は、その指定管理料の支出を記載したものです。③収支差額は、収入から支出を差し引いた額を記載しております。

以上、資料 3 についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。

「案件 (3) の②枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料 4 枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項 (案) 及び資料 5 枚方市自動車駐車場管理運営業務基本仕様書 (案) に基づき、ご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が、自動車駐車場の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見等をいただき、本市におきまして、内容を決定し、申請に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

まず、昨年との選定と比較しまして、主な変更点は 2 点となっております。1 点目は、コロナ禍での利用者の安全安心と利便性の向上を目的に令和 4 年 4 月から自動車駐車場に、クレジットカード、電子マネーでの支払いが可能となる電子決済の導入、スムーズに出庫できるよう、事前精算機の導入を予定しております。

2 点目は、現在の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、感染拡大予防対策の提案及び費用を収支予算書に盛り込むよう、募集要項に記載いたしました。

今回の募集要項、基本仕様書については、7 月上旬から、委員の皆様には事前確認をいただいています。その時に委員の皆様からいただいたご意見を反映したものが、今回の資料となっております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

資料 4 募集要項 (案) 1 ページをご覧ください。1. 対象施設の概要は、表の記載のとおりでございます。2. 指定管理業務の範囲・内容は、(1) から (6) までを定めております。(※) 印のある業務は第三者に全部又は一部を委託することはできないものとしております。

2 ページをご覧ください。3. 指定管理業務の基本的事項としては、関係法令の遵守及び施設の設置目的に沿った管理運営の実施を求めてまいります。特に、(4) 使用料については、枚方市自動車駐車場条例に定められた使用料となりますので、金額を変更した提案をすることはできません。

また、資料 8 に添付しております自動車駐車場の規則につきましては、令和 4 年 4 月からクレジットカード、電子マネーによる支払いを可能とするよう規則改正を進めてまいります。

次に4. 指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

次に5. 提案上限額につきましては、5年間で167,978,000円でございます。

詳細につきましては、参考資料3「枚方市自動車駐車場 指定管理料 上限額の考え方」でご説明させていただきます。

参考資料3をご覧ください。

上限額の考え方についてですが、人件費と施設の管理運営費に、一般管理費を加えた5年間の総額としております。

まず、人件費については、事業者ヒアリングに基づき、責任者、副責任者、スタッフの人件費を算出し、5年分を計上しております。人件費を算定した昨年に比べて、複数の事業者ヒアリングの人件費額の平均を採用しておりますので、令和3年度と比較して令和4年度は4%程度、上昇しております。令和5年度以降は、毎年、2%程度上昇すると予測して算出し、5年分を計上しております。

次に、委託費については、現在、実施している定期点検、法定点検、機械警備など、令和2年度の実績に基づき算出し5年分を計上しております。

また、委託費の新たな点検分と記載しておりますが、これは、令和4年4月に事前精算機の導入を予定しておりますので、事前精算機の年間点検の費用を新たに追加し、5年分を計上しております。

光熱水費については、資料上段の②光熱水費の記載が過去3年の実績と記載しておりますが、記載誤りです。申し訳ございません。正しくは、令和2年度の実績に基づき算出し5年分を計上しております。

続きまして、修繕費については、1年間、本市が指定する150万円として、5年分を計上しております。実績に応じて毎年度末に修繕費用があまった場合は精算するものとしております。

消耗品費は、令和2年度の実績に基づき算出しましたが、今回から、感染症予防対策として、消毒液等を年間10万円程度含めた金額を追加し、5年分を計上しております。

印刷製本費は、過去5年間の実績の平均として算出し、5年分を計上しております。

宣伝広告費は、提案事業を行うための費用を、想定して算出したものです。想定としては、ホームページから駐車場の満空情報がわかるシステム費用を想定し、5年分を計上しております。

通信費は、令和2年度の実績に基づき算出し5年分を計上しております。

その他は、令和2年度の実績と後ほど説明をいたしますが、AEDの設置にあたり、AEDのリース代を算出し、5年分を計上しております。

一般管理費は、会社運営の必要経費として、10%を計上しております。

その合計としまして、5年間で167,978,000円を提案上限額といたしました。

以上、提案上限額の算定に係る考え方の説明といたします。

恐れ入りますが、「資料4 募集要項(案)」の3ページにお戻りください。

6. 行政財産目的外使用許可の取扱いですが、現在、敷地内に、自動販売機を3台設置しております。本市で設置者を公募し、行政財産使用料も本市の収入となっております。自動販売機に係る光熱水費は指定管理者が一括で支払ったうえで、その実費相当分を設置者から徴収することとしております。

7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて、8. 備品等管理区別一覧表につきましては、記載のとおりです。9. リスク分担につきましては、18ページ、19ページに別表2として「リスク分担表」を記載しておりますので、後ほどご参照ください。なお、リスク分担表に見込まれていないリスクが発生した場合は、市と指定管理者とで別途協議することとしております。

10. 提案にあたっての要求事項についてご説明いたします。

提案にあたっては、募集要項、基本仕様書、関係法令等に定める事項を満たす内容であることを前提としたうえで、表内の1から5までの要求項目を達成するための必須事項として挙げております。

4ページの要求事項26については、新型コロナウイルスの感染拡大予防対策を提案するよう新たに追加したものです。

次に、5ページをご覧ください。11. 指定管理者に付与する権限は、枚方市自動車駐車場条例に

規定する自動車駐車場の使用許可及び取り消しに関する権限、施設の維持管理に関する権限などを記載しております。

次に、12. 経理に関する事項ですが、(1) 使用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度の適用は行いません。駐車場使用料は市の収入となるため、指定管理者と料金徴収又は収納事務は別途委託契約することとなります。指定管理者に支払う指定管理料は、会計年度ごとの支払いとなり、詳細は年度協定書等により決定いたします。

(4) 修繕費の取り扱いについては、本市が、年間の修繕費として 150 万円計上するように指定しております。また、実績に応じて毎年度末に精算するものとしております。

6 ページをご覧ください。(6) 自主事業については、指定管理者に指定管理料以外の事業収入がある場合、市の承認を得て指定管理者の収入とすることができる旨を記載しておりますが、現行の指定管理者は、自主事業の提案はありません。

(7) キャッシュレス化に伴うクレジット等決済（令和 4 年 4 月から導入予定）については、今回、新たに追加した項目です。①は、現在、自動車駐車場は、現金のみでの支払いとなっておりますので、令和 4 年 4 月からクレジットカード、電子マネーでの電子決済についての事務を行うことを記載しております。②は、事前精算機を令和 4 年 4 月までに設置し、現在の出口精算機及びレジスターを 4 月までに改修を市が行うことを記載しております。③は電子決済に係る委託料及び手数料は、市がクレジット手続きの代行業者と契約する旨を記載しております。指定管理料から支払うものではありません。

(8) 感染症対策に関する経費については、今回、新たに追加した項目です。後ほど、15 ページの「21. 感染症対策について」でご説明させていただきます。

8 ページの 14. 指定管理者の義務、については、公平かつ公正な管理運営、秘密保持義務、労働関係法令の遵守等を求めています。他につきましては、記載のとおりでございます。

10 ページをご覧ください。15. 提出資料、(2) 事業計画書ですが、先ほどご説明いたしました 10. 提案にあたっての要求事項について、具体的に申請団体より提案内容を記入していただきます。表に示しているとおり、枚数制限を定めております。

11 ページをご覧ください。(4) 事業計画 要求事項一覧【別紙 1】についてですが、

10 ページに記載している事業計画書を枚数制限していることから、この【別紙 1】の概要版も枚数制限を設けるため、「ただし、用紙は A4 サイズ、文字サイズは 10.5 ポイント以上、10 枚以内の枚数とします。A4 サイズ片面を 1 枚と換算します。」としております。

他につきましては、記載のとおりとなっております。

12 ページをご覧ください。16. グループで応募する際の留意事項については、記載のとおりとなっております。

17. 募集要項等の配布及び閲覧については、配布期間は来週の令和 3 年 7 月 14 日から 9 月 9 日までとし、募集要項、申請書類一式は本市の交通対策課ホームページからダウンロードできるようになっております。図面の閲覧については、交通対策課の窓口で対応をいたします。

18. 現地説明会及び質疑回答については、申請団体向けの現地説明会を 7 月 21 日の午前と午後に分けて、現地集合で実施いたします。

13 ページをご覧ください。(4) 質疑回答については、いただいた質疑についての回答を交通対策課のホームページに掲載をいたします。

19. 申請書受付については、8 月 4 日から 9 月 9 日までの 1 カ月程度の期間をとっています。

他につきましては、記載のとおりでございます。

14 ページをご覧ください。20. 選定については、選定方法やプレゼンテーションの実施等を記載しております。

(4) 指定管理料の提案額による評価について、をご覧ください。

こちらには、数値的判断基準値を設けておまして、この判断基準値とは、申請団体の提案額の平均×85%以下の金額となった場合は、失格となる旨を記載しております。

また、今回から提案額による評価は 4 割、提案内容による評価は 6 割の点数割合について申請団体にわかるよう記載をしております。この評価による点数の割合については、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」にて定めているもので、枚方市の指定管理をしている施設については、提案額 4 割、提案内容 6 割を基本とします。ただし、施設によって設置目的や性質が他の施

設と異なることから、その特性に応じて点数割合の設定を行うことができます。

15 ページをご覧ください。21. 感染症対策については、今回、新たに追加した項目です。

(1) 日常的な感染予防対策については、インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等の感染症の予防のため、従事者及び利用者の手指や施設の備品の消毒、換気等の対策を講じるようにする内容となります。基本仕様書に、日常の感染予防対策として、市が見込む必要最低限のものを記載しています。これらの日常的対策は指定管理料で行うこととしておりますので、収支予算書に金額を計上し、収支予算内訳書にも記載することとしております。

続きまして、(2) 感染拡大時における対応については、申請時において、感染拡大等を想定し、「(1) 日常的な感染予防対策」を超える内容の提案を行う場合は、事業計画書及び収支予算書に金額を計上し、その経費の内訳についても収支予算内訳書にも記載することとしております。また、緊急事態宣言が発令され、市の指示により施設の利用中止の対応を行った場合は、別途、市と指定管理者で協議をして、覚書等を締結し、精算できる旨が記載されていますが、昨年度の自動車駐車場については、施設利用を中止した期間はありませんでした。

16 ページをご覧ください。22. 指定管理者の指定についてから 26. その他は記載のとおりとなっております。後ほど、ご確認をお願いいたします。

20 ページをご覧ください。別表 3 の管理運営状況一覧では、現行の管理運営体制と令和 4 年度以降の管理運営体制を記載しております。次期管理運営体制で、現行より、人員が 1 名削減となっておりますが、現行の体制を見直すことにより、人員削減は可能であるということを現指定管理者とのヒアリングで確認しております。

最後に、21 ページ以降は、応募の際の参考となるよう、駐車場の利用状況、収支状況として過去 3 年の運営経費等の実績を記載しております。

以上、簡単ではございますが、資料 4 募集要項 (案) についての説明とさせていただきます。

次に、資料 4 募集要項 (案) の次に添付しています、【別紙 1】事業計画 要求事項一覧について、補足説明させていただきます。A4 横の資料でございます。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているもので、内容としては、申請団体が提出する事業計画書の概要となります。左端から、市が施設の管理運営において求める要求項目、要求事項を記載しており、申請団体は、その右隣の「掲載内容」の欄に、それぞれの事業計画書の提案のうち、重要なポイントを含めた概要を記載していただきます。一番右の欄に、事業計画書のページを記載することとしております。

なお、先ほどご説明をしたとおり、【別紙 1】についても枚数制限を行うこととしております。

これら右側 2 列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えません。あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けになります。

委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものですが、審査のご参考にしていただければと考えております。また、この別紙 1 の内容は答申後、ホームページで公開する予定でございます。

次に添付している別紙 2、3、様式については、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、資料 5 基本仕様書 (案) をご覧ください。この基本仕様書は、指定管理者が行う業務内容とその範囲を示すもので、指定管理者は、この仕様書を踏まえて効率的かつ効果的な施設の管理運営を実施することとなります。

1 ページをご覧ください。1. 指定期間、2. 業務の対象施設、3. 指定管理業務の内容、2 ページの 4. 業務実施方針、5. 関係法令等の遵守、6. 業務実施体制については記載のとおりでございます。

4 ページをご覧ください。(1) の⑥の AED の設置については、今回、指定管理者が設置し、維持管理もする旨を記載しています。こちらの費用については指定管理料に加算しています。AED の設置については、昨年度の選定委員会で、委員よりご意見をいただいていたので、今回、新たに追加した項目でございます。

8. 監督官公署等への提出書類から 12. 不可抗力への対応につきましては、記載のとおりです。

5 ページの下段をご覧ください。13. 指定期間の終了については、①、指定管理者が調達した資機材等については、原則として指定管理者の負担で撤去を行うこととしております。ただし、市と指定管理者との協議により、撤去が適当ではないと判断したものについては、市が無償で引

き受ける場合があることを記載しております。

6 ページをご覧ください。14. 当該自動車駐車場における特記事項から 16. その他については記載のとおりでございます。

7 ページをご覧ください。先ほど 3. 指定管理業務の内容で、示した業務について詳細に説明する「業務要求事項」を記載しております。

(1) 施設の使用許可に関する業務、(2) 施設の使用許可の取消し等に関する業務は、記載のとおりでございます。(3) 施設の使用料の徴収に関する業務につきまして、①イ. に障害のある方の使用料の減免について記載しております。

②のエにつきましては、令和 4 年 4 月からキャッシュレス化に伴う電子決済を導入する予定のため、現金及びクレジットカード、電子マネーの決済による支払方法により使用料を徴収してもらうよう、新たに文言を追加いたしました。

8 ページをご覧ください。8 ページの上段のキ、3 行目の、クレジットカード、電子マネーの決済による使用料は指定代理納付者より市指定の金融機関に納入する旨記載しております。

(4) 施設内の整理、指導業務につきましては、記載のとおりでございます。(5) 施設及び設備の維持管理に関する業務につきましては、再委託を可能としております。

再委託の内容は、具体的には、9 ページの表に記載しています保守点検等を指しております。

(6) その他必要な管理運営業務につきましては、記載のとおりでございます。

10 ページ④日常的な感染防止対策については、消毒、換気等について市が求める最低限必要な回数等を、下記の表に記載しております。こちらも今回新たに追加した項目でございます。

最後に、資料 5 の別紙 4 をご覧ください。

個人情報の保護に関する特記仕様書として、基本仕様書とともに、申請団体にお示しするものとなっています。こちらも後ほど、ご確認をお願いいたします。

以上、資料 5 基本仕様書（案）についての説明とさせていただきます。

事務局からは以上です。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆様から何かご質問やご意見、ございませんか。

(C 委員)

募集要項の 11 ページの (4) のただし書きのところですが、1 文字分の字下げが 2 文字分になっているので、修正された方がよいと思います。

(事務局)

修正いたします。

(会長)

他にございませんか。

(A 委員)

資料 5 基本仕様書の 7 ページについて、(3) のイ、障害者の「害」の字ですが、私が過去に見た表記では平仮名で記載されていた記憶があります。

「害」は漢字か平仮名、どちらを使用するのか確認された方がよいと思います。

(事務局)

委員がおっしゃるとおり、「害」の字は平仮名になっている市もでございます。以前、本市の担当課に確認したことがあるのですが、漢字を使用しているようです。最終確定までにもう一度、担当課へ確認させていただきたいと思います。

(会長)

その他には何かございませんか。よろしいですか。

それでは、内容の修正はないようですので、本件につきましては、ただ今事務局から説明がありましたとおりの案を了承いたします。

それでは、次にまいります。

次に、案件（3）の「③枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準について」を議題とします。本件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、続きまして、資料6 選定基準（案）について、ご説明いたします。

申し訳ございません、資料では（案）の記載が漏れておりますので、訂正させていただきます。

それでは説明に戻りまして、この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成しており、委員の皆様へ申請団体をご採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2として、本委員会の審議体制について、3として、審議・採点・選定の方法については、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、ご採点いただく旨を記載しております。

なお、3の（2）の下から2行目に、「なお、指定管理料の得点と内容審査の得点の割合については、4:6を基本とし、選定委員会で決定する」と記載しておりますが、本選定基準につきましては（案）として提示させていただいていることから、こちらの表現につきましては「4:6を基本とする」に訂正させていただきます。

2ページ目をご覧ください。次に、総合評価点についてですが、指定候補者の選定につきましては、指定管理料の400点満点と、事業計画の内容審査の600点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式としております。

次に、4として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、5. 選定委員会における審議の内容について、ご説明いたします。

まず、(1) 内容審査でございますが、資料の4ページ以降の「事業計画に関する内容審査」の表、一番左の欄の「要求項目」を単位として、2ページに記載のとおり、各委員にAからEまでの5段階でご評価いただきます。仮に、すべての要求事項でA評価、満点を付けられた場合、委員1人当たりで120点満点となりまして、委員5名で合計600点満点となるものでございます。

次に、(2) 選定委員会の意見については、選定委員会で提案内容に対する意見があった場合は、指定管理者との協定締結段階で、提案内容について改善の必要性について合意が得られた場合、当初の要求事項に包含して取り扱えることとしております。

次に、(3) 指定管理料につきましては、3ページに記載している計算式によって得点化を行うこととしており、申請団体から提示された指定管理料の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、その他の団体については、最低価格との価格差の割合に応じて400点から減点し、点数化するものとしております。

恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料4の「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。参考資料4をご覧ください。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の、合計1,000点満点とする総合評価方式とし、指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を400点、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものとしております。

次に、内容審査の600点満点につきましては、委員1人当たりの持ち点である120点が委員5人分で合計600点となるものです。

この採点につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております「選定基準」のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求項目」を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の2ページをご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「要求事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております表は、申請団体から提出される書類の一つである「事業計画 要求事項一覧」の一例でございます。この資料を基に、本市の求める「要求事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧ください。行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「要求事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「要求事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。

そのうえで、まず、パターン①で記載しております、「要求事項」を満たしているとご判断された場合について、ご説明いたします。

本市が求める基礎的事項である「要求事項」を満たしている場合は、まず、基礎点のC評価であることが確定します。つきましては、続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「要求事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～3の加点事項がすべて満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となるものです。

資料の4ページ目をお開きください。

次に、パターン②としまして、「要求事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。

「要求事項」を満たしていない場合は、C評価とはならず、A評価やB評価にもなりません。つきましては、減点に係る評価である、D評価またはE評価のご判断をいただくものとなります。それぞれ、D評価は、「要求事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価は、「要求事項」についての記載がない、または、要求事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、D評価と思われていたものをC評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に、資料最下段にまいりまして、行程③といたしまして、最終的な評価をご確定いただきましたら、事務局において委員の皆様の採点結果と、指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様へ提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、A～Eでご評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

資料6にお戻りいただけますでしょうか。

4ページから6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」をご覧ください。

配点のウエイトでございますが、1. 申請団体の経営方針等に関する事項が10%の12点、2. 施設の経営方針に関する事項が55%で66点、3. 施設の管理に関する事項が15%で18点、4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項が10%で12点、最後に、5. 緊急時における対策に関する事項が10%で12点の配分となっており、得点は120点が満点となります。

加点事項につきましては、それぞれの要求事項において、特に、具体的、魅力的、独創的な提

案がある場合に加点するものとさせていただきます。

例えば、5 ページ上段、配点ウエイトが最も高い 2 の②（イ）事業提案・改善に関する提案の加点には、その右に記載されている 10. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取り組みについて提案されているか、11. 施設の利用の向上に関する計画（広報活動を含む）が提案されているか、などの要求事項に対する加点事項を設定しています。

資料 6 の説明は以上です。

（会長）

ただ今説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さまからご質問、ご意見ございましたら挙手をお願いします。

委員の皆さま、よろしいでしょうか。

（意見なし）

それでは、ご質問、ご意見も特にないようですので、本件につきましては、ただ今、事務局から説明がありましたとおりの選定基準に基づき、選定を行うということにいたします。

案件（４）その他

（会長）

それでは、次の案件にまいります。

次に、（４）その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

次回の「枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会」は、9月14日の火曜日、18時から、今回同様、Web会議での実施とさせていただきます。

ご参集の委員の皆様は、市役所別館4階の第4委員会室にて開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

（会長）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

第1回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会を閉会いたします。

委員の皆様には、本委員会の運営にご協力いただき、ありがとうございました。

（閉会 15時30分）